

2014・3 No.311



あつぎ

法人ニュース

<http://www.a-net.or.jp/>



緑ヶ丘さくら公園（厚木市）

消費税期限内納付



法人会 一声運動

申告書の提出と納税はお早めに

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」、

e・Tax（国税電子申告・納税システム）を利用しよう

■確定申告に役立つ情報が満載——

国税庁ホームページの

「確定申告特集ページ」

国税庁では、「医療費控除」や「住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）」など、どのような書類を用意して、どのように申告すればよいのかといった皆さんの声にこたえ、より分かりやすく、便利なサービスを利用できるように、国税庁ホームページに「確定申告特集ページ」を開設し、確定申告に関する様々な情報を提供しています。

このページの「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、画面の案内に従っ



て金額などを入力することにより、税額などが自動的に計算され、所得税及び復興特別所得税の確定申告書、消費税等の確定申告書や青色申告決算書などが作成できます。

作成したデータは、e・Tax（国税電子申告・納税システム）を利用して提出することができるほか、印刷して税務署へ郵送などにより提出することもできます。

■確定申告の手続は「e・Tax（国税電子申告・納税システム）」が便利です

確定申告の手続は、平成26年1月14日（火）から所得税及び復興特別所得税の確定申告期限の平成26年3月17日（月）までは、自宅のパソコンから24時間、オンラインで申告・納税の手続ができます。「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書などのデータも、e・Taxを利用して税務署に送信することができます。

なお、e・Taxで送信する場合には、電子証明書の取得やICカードリーダーライタ等の事前準備が必要です。また、毎週月曜日の午前0時から午前8



▲国税庁・e-Taxホームページ
「e-Tax（国税電子申告・納税システム）」

時30分をメンテナンスの時間としているなど、e・Taxが利用できない時間帯もありますので、事前に国税庁のe・Taxホームページで確認してください。

そのほか、e・Taxでの確定申告には次のようなメリットがあります。

《添付書類の提出省略》

医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容（病院等の名称、支払金額等）を入力して送信することにより、これらの書類の提出又は提示を省略することができます（法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります）。

《還付がスピーディー》

e・Taxで申告された還付申告は、3週間程度で処理しています。

《24時間いつでも利用可能》

所得税及び復興特別所得税の確定申告期間中は、24時間いつでも利用可能

です（ただし、メンテナンス時間を除きます）。

（注）3月17日（月）の24時を過ぎて受信した平成25年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告、贈与税申告のデータは、申告期限後に提出されたものとなりますのでご注意ください。

インターネット環境によつては、送信に時間を要する場合がありますので、余裕を持ってお早めに送信願います。

※送信した申告等データは、即時通知及び受信通知に表示される「受付日時」に到達したものとみなされます。

なお、確定申告書等作成コーナーの操作に関してご不明な点があれば、e・Tax・作成コーナーヘルプデスク（0570・01・5901）にお問い合わせください。

国税庁ホームページ
www.nta.go.jp

e-Tax
でデータ送信！

又は

書面で提出！



申告・納税は、ネットから快適に！

詳しくは

確定申告

検索

会員増強月間の優秀地区を表彰

会員増強月間において、新規に61社が入会

昨年の秋から12月まで実施した会員増強月間において、新規に61社の会員（賛助会員を含む）が入会された。月間終了時点で本会会員数は、2806社、加入率は50・0%となった。

この会員増強運動の実施に向けて、昨年9月に各支部ごとに会員増強支部大会を開催し、支部・地区役員並びに会員が集まり、互いに協力し合い増強運動を展開していくことを誓い合った。また増強月間中は、担当役員をはじめ、支部長並びに地区長が先頭に立ち、地区役員等と協力して熱心に積極的な増強運動を行った。

なお、会員増強月間の優秀地区（左



▲表彰状を受取る依知中地区の小林地区長（右）

記8地区）については、1月15日の賀詞交歓会の席上で表彰し、その功績を称えた。

《会員増強月間優秀地区》（敬称略）

依知中地区：14ポイント
旭町西地区：7ポイント
玉川地区：6・5ポイント
愛川第5地区：4ポイント
厚木西地区：3ポイント
岡田地区：3ポイント
愛川第1地区：3ポイント
愛川第4地区：3ポイント



法人会の基本的指針

法人会は
よき経営者をめざすもの団体として
会員の積極的な自己啓発を支援し
納税意識の向上と
企業経営および社会の
健全な発展に貢献します



法人会のキャラクター
「けんた」

税務広報紙「税タイムス」を発行

厚木市・愛川町・清川村の全戸へ配付



愛川町、清川村の全戸へ配付しました。
この税タイムスは、地域住民の方々

法人会では、社会の健全な発展に貢献することを基本的指針に加え、租税教室や税の啓発運動、環境美化のボランティアなど、全国的に様々な地域社会への貢献活動に取り組んでいます。

本会では、この社会貢献活動の一環として、本年1月（清川村は2月）に税務広報紙「税タイムス」第17号を発行し、各自治会のご協力を得て、本会活動地域の厚木市、

に対して、税知識の普及や納税意識の高揚など、税の啓発活動を推進するために毎年発行しています。税金の使われ方や税の知識をはじめ、税務署、県税事務所、各市町村からのお知らせコーナーなどを掲載しており、また記事内の税金クイズや税の標語の募集には、毎年多くの応募が集まり、好評を得ています。



会費の口座振替制度のご利用について

役員による法人会会費の集金業務軽減や事務の合理化等を考慮し、口座振替による年会費の納入をお勧めしています。
各金融機関をはじめ、農業協同組合も取り扱いますので、ご契約されていない方は、便利な口座振替をご利用ください。

3月20日までに手続きされた方は、平成26年度分（平成26年4月～平成27年3月）の会費から自動引き落としができます。

お申し込み・お問合せは、法人会事務局まで
電話 046-221-1055

思えば遠くへ 来たもんだ

大晦日の夜、『まつり』を熱唱してサブちゃんはいった。逝ったのは島倉千代子であって、彼は去(い)ったのだ。

連続出場50年という節目を大義名分に、切られる前に自らを切る。見上げた巧さである。

昭和も通算89年…、思えばずいぶん遠くへ来たもんだ。

基盤がこれだけ変わったのだから、各界リーダーの60〜70代現役生も去ることを考えたい。

代わりは幾らでも居る。オレでなければ…と力むこともない。

腕から血が出て、一時もすればかさぶたができ血は止まる。組織とはそういうものだ。

金はそこそこいい、健康のためにというが、職場には子育て真っ最中の30〜40代もいる。彼らのモチベーションを下げてはいけない。

職場は健康管理の場ではない。

それならジムへお行くと論じたい。昼間から大風呂が楽しめるぞ。

「仕事が趣味」なんて何と寂しい人生か。楽しいことはいくらでもある。

それを探す勇気がないから職場にしがみつく。

三本の矢で射抜き通す 商売のやり方

消費税アップ後の
2年間を乗り越えるために

現代経営教育センター代表 大塚 則弘

好縁社会が やってきた

長く職場の縁(職縁社会)でつながってきたが、今や趣味や好きなことにつながる「好縁社会」になった。いま社会の中核を背負う40代は、あの大阪万博期に生まれた70年生だ。幼少期から知足経済(足るを知る)の中にあり、貧乏を知らない。

60年安保・集団就職列車・東京五輪そして大阪万博と、働き通してきたオジサンたちとは異なる者たちだ。

彼らが社会人になった時、バブルが崩壊…。給料は上がらず、上には団塊世代がごつそりで昇進もできない。

そのうえ新人を採らなくなったから、今でも下層にいる。

このように今日までの20年余り、彼らはあまり良い目は見ていない。

①競争よりは共生、②上下関係よりヨコの連帯感、③自分の感動に忠実に、④主義主張・趣味・好きなことを共有する仲間との絆を

大事にする。

そして、⑤「やさしい」が信条で、自分にやさしいから人にもやさしい。

職場では、そこにキャリア志向のパワー女性に加わる。

家庭にあつては女系家族がよみがえり、50〜60代主婦が采配をふるう。男はついていく「楽さ」を知る。

女系家族形態で 社会は安定化

生き物の世界では、女系家族が社会を安定させてきた。

今の40代が時代を仕切っていくこれから先は、「まತ್ತりの大人の国」に向かう。

成長から「成熟」が叫ばれて久しいが、ひとは大きな変化など求めてはいない。「まったり」が心地良いのだ。

かつて『明日という日は、明るい日と書くのねえ』と女性が歌ったように、この国はバブルとリーマンの谷を越え、ますます健全になっていく。

女系化で社会基盤が安定していくなかで、他国にない良いものが揃っているからだ。

先人たちが培ってきたモノ作りの技術は益々であり、品質とメンテにかける心は世界一と他国が認めるほど。優秀で真面目な国民性も健在だ。

モノ作りに加え、近年は「お・も・て・な・し」のソフトウェアも見直されている。(う・ら・は・な・い・の・か・とツツコミたい)二段階の消費税アップも、クリアできる力は備わっている。

いま経営者に求められるのは、この潮目の変化の認識であり、それに沿った経営の再構築である。

一矢の釣り糸は魚の いる所に垂らす

「誰にも合うものは、だれにも合わない」、名言である。

万人を相手にしない。マスコミから遠ざかり、ミニコミ・ロコミ・ネットの縁

を大事にする。

「満足した客は最大のセー
ルスマン」に徹すれば営
業マンもいらぬ。無店舗
でもいける時代だ。

まずは客層を絞る勇気か
ら始めたい。

来年から相続税上げを決
めた国税庁が思うように、
確かにシルバー世代はお金
持ちだ。

しかし彼らは欲しい物は
みな持っている。また物欲
は加齢とともに減る。(…
断・捨・離)

だから金持ちのシルバー
より、購買必要度の高い40
〜50代現役をターゲットに
据えたい。

先立つもの(お金)もさ
ることながら、購買の原点
は「欲しい」の必要性にあ
る。

いつの時代も購買意欲の
旺盛な女性がメイン顧客。

(男物を買うのも女性)

30代女性は可処分所得が
多く、ワンランク上が好き。

60代女性はわが家の財布
の自由度が高いから、この
二層は特段に絞り目となる。

女性はおしゃべりと買い

物で心の安定感を得るとい
うから大きな釣り堀だ。

女性をくすぐるには、コ
ト(記念日)、心の潤い(エ
ステ・ネイル)、気持ちいい
(馴染み扱い)、体にいい
(野菜)、優越感(和光)、季
節感(旬)など…。

二の矢 商品を売らず、 感動や状況を売る

商品説明を営業活動と勘
違いしてはいけない。

購入前の今すべきことは、
顧客が「商品を手にした時
の得」を描いてやることだ。
それは時に感動であり、
贈り手への愛かも知れない。

売れる保険のセールスマ
ンは「家族への愛」を売る。

化粧品屋は「夢」を売り、
宅配業者は明日届くの「安
心感」を売る。運送業では
ない。

また買った物をお披露目
(自慢)できる場面や状況
を創ってあげることが、得
の演出につながる。

同窓会に行った時、この
洋装やネックレスで、どん
なに優越感に浸れるか、場

面をふくらませてあげる。

ビニール傘の多い昨今、
この大判のおしゃれ傘が、
どんなにか街中で映える
か、状況を描いてあげる。

自社商品は、感動演出の
小道具の位置づけ。

客はそれを手にした時の
得が欲しいから、「結果と
して」自社商品が客先に渡
る。これが営業活動だ。

三の矢 利は元にあり、 仕入れで決まる

株をやって長い。ずいぶ
んと儲かって…と最近い
われるが、これまでの損を取
り戻しつつある程度のもの
だ。

株は相場で動く。上がる
日もあれば、下がる時もある。
降ったら晴れるし、晴
れたら降るのが覚悟で臨む
ことだ。

全面安の日でも、プラス
を出している株がある。仕
入れが旨くいっただの。

逆に大方の株が上昇して
いるチャンスなのに、赤字
から浮上できない株もある。
高値で仕入れた結果だ。

ものは売り手と買い手の
気持ちで決まるから、商売
のコツは株と同様、いかに
安値で仕入れるかに尽きる。

良い物を良い値で仕入れ
られれば、軒先につるして
おくだけで売れてゆく。

仕入れの苦労にくらべた
ら、販売などは楽なものだ。

仕入れが命の商売におい
て、仕入れ値以上に難しい
のは、良い物の発掘だ。

良い物、すなわちホンマ
物を探し出してくるバイヤ
ーの腕が、商売の生命線と
いえる。

少量数しかないホンマ物
には、誰もが良い値を出し
てくる。

それを分けてもらうには、
農家・漁師などの生産者や、
問屋・仲買などとの日頃の
仲が大事となる。

ホンマ物の育成に共同開
発したり、生産者が不漁で
困った時に資金援助するな
ど、世代を超え時間をかけ
た人間関係づくりが大事と
なる。

相手が困ったとき、自分
も苦しいがいかに援助に回
れるか、日頃の行いしかホ

ンマ物を分けてもらう手立
てはない。

牛丼戦争よろしく汎用品
を売っている限り、値下げ
競争に巻き込まれ、利益は
出にくい。

2年を乗り越え 五輪へ

一年前に言い当てたよう
に、再び五輪がやってくる。

かつては『あの日ローマ
で眺めた月が』と、三波
春夫の明るい歌声が人々を
奮い立たせた。

6年後、「成熟した大人
の大国・ニッポン」を歌う
のは氷川きよし。

サンバの国ブラジルから
引き継ぐからアップテンポ
で、歯切れのいいリズムの
彼が本命だ。

時代はサブちゃんから、
きよしに託される。この現
象の中に、あなたも在る。

さて問題。
出てきた歌手は何人か。
4人…、いや、五輪(人)
でした。

税務署からのお知らせ

消費税法改正関係の情報は

国税庁ホームページをご覧ください

消費税法等の一部が改正され、平成26年4月1日から現行5%の消費税（地方消費税を含みます。）の税率が、8%に引き上げられます。

改正内容等の詳細や情報につきましては、国税庁ホームページ「消費税法改正のお知らせ（社会保障と税の一体改革関係）」に掲載しております。是非ご活用ください。

【掲載されている情報例】

○改正内容の詳細を確認するには、
↓「消費税法改正等のお知らせ」
(平成25年11月)

○引上げ時期における具体的な消費税
処理等について確認するには、
↓「消費税率引上げに伴う資産の譲
渡等の適用税率に関するQ & A」
(平成26年1月)

○引上げに伴う消費税の表示の仕方
については、
↓「総額表示義務の特例措置に関す
る事例集（税抜価格のみを表示する
場合などの具体的事例）」

なお、具体的な取引等に係る税の取扱いに関するご相談を希望される方につきましては、面接日時等の電話による事前予約をお願いしておりますので、ご協力をお願いします。

■復興特別法人税申告書の 送信漏れにご注意ください

平成24年4月から施行された復興特別法人税は、法人税申告とは別の手続となりますので、e

・Taxで申告（送信）する場合は特に

復興特別法人税の送信漏れにご注意ください。

なお、申告等データを送信した場合は受信通知が各手続ご



【消費税の円滑かつ適正な転嫁等への取組】

消費税は、価格への転嫁を通じて最終的に消費者にご負担いただくことを予定している税です。

政府としては、消費税率の引上げに当たって、事業者の方々が円滑かつ適正に転嫁できるよう対策を講じており、転嫁・価格表示・便乗値上げ等に関する政府共通の相談窓口として、「消費税価格転嫁等総合相談センター」が設置されています。

同センターでは、下記専用ダイヤル又はホームページ上の専用フォームにより相談を受け付けています。

＜消費税価格転嫁等総合相談センター＞

【専用ダイヤル】0570-200-123

受付時間：平日9:00～17:00

（平成26年3月・4月は土曜日も受け付けます。）

【ホームページURL】

<http://www.tenkasoudan.go.jp>（24時間受付）

【相談受付内容】

①転嫁に関する問合せ、②広告・宣伝に関する問合せ、③消費税の総額表示に関する問合せ、④便乗値上げに関する問合せ

とにメッセージボックスに格納されますので、確実に受信通知をご確認ください。メッセージボックスの確認方法は、『利用者（納税者）は、申告等データが正常に送信されたかどうかを、どのように確認するのですか。』をご覧ください。

■平成26年1月から記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されました

個人の白色申告者のうち前々年分あるいは前年分の事業所得、不動産所得又は山林所得の金額の合計額が300万円を超える方に必要とされていた記帳と帳簿書類の保存が平成26年1月か

らは、これらの所得を生ずべき業務を行う全ての方（所得税の申告の必要がない方を含みます。）について必要となります。

記帳・帳簿等の保

存制度や記帳の内容の詳細は、国税庁ホームページに掲載されていますので、ご覧ください。詳しくは、厚木税務署にお問い合わせください。



【問い合わせ先】

厚木税務署

電話 046-221-3261

◇ 国税庁ホームページ ◇

www.nta.go.jp

常識覆す万能細胞「STAP」

理研の小保方さんらが開発 クローン家畜への応用も



産経新聞科学部記者
伊藤 壽一郎

あらゆる細胞に分化が可能な万能細胞の研究で、日本人がまたノーベル賞級の特大自然の偉業を飛ばした。そう、理化学研究所発生源・再生科学総合研究センター（神戸市）の小保方晴子研究ユニットリーダーらが開発した「STAP細胞」です。従来の常識をことごとく打ち破る革新性で、再生医療だけでなく、クローン家畜への応用にも期待が高まっています。

■研究者も驚いた簡単さ

動物の体は、1個の受精卵が分裂を繰り返して、皮膚や臓器などのさまざまな細胞に変化していくことで出来上がります。この過程は細胞の分化と呼ばれ、受精卵のような状態に戻すことを初期化といいます。

いったん分化した体の細胞は通常、元に戻りませんが、人工的に初期化し、あらゆる細胞に分化する能力を持たせたのが万能細胞です。受精卵の内部の細胞を取り出して作る胚性幹細胞（ES細胞）と、京都大の山中伸弥教授が皮膚などの細胞に遺伝子を注入して作製した人工多能性幹細胞（iPS細胞）が知られています。

さて、これらに続く「第3の万能細胞」であるSTAP細胞が、従来のどんな常識

識を覆したかをご紹介します。まず、動物細胞は外部からの刺激で初期化されないとされてきた点。小保方さんは、マウスの血液細胞の1種、リンパ球を弱酸性溶液に浸けて刺激を与えるだけの簡単な方法で、STAP細胞の作製に成功してしましました。

これは同時に、遺伝子操作をはじめとした高度な技術が必要という常識もひっくり返した快挙。あるiPS細胞の研究者は「こんな簡単に万能細胞が作れるなんて、腰が抜けるほど驚いた。これまでの研究は何だったのか」と苦笑いしたほどです。

■粘り強さが生んだ偉業

また、ES細胞は受精卵を壊すことによる倫理的問題、iPS細胞は遺伝子操作を伴う影響によるがん化のリスクなど、再生医療への応用にはクリアするべきハードルがあると思われていました。しかし、STAP細胞はこれらの問題とはまったく無縁。現時点で、最強の万能細胞といえそうです。

ただ世間をいちばん驚かせたのは、これほどの大発見をしたのが、まだ若くかわいらしい女性だったという点でしょう。私自身も記者会見で、ギョル御用達のブランド服に身を包み、アイドル顔負けのルックスで「生物の新しいメカニズムを発見しました」と説明する小保方さんの姿に、わが目を疑いました。

けれど、共同研究者の若山照彦山梨大教授から「小保方さんは何度失敗しても絶対あきらめず、徹夜の実験を繰り返してデータを集めていた」などと苦労話を

平成26年度 国税専門官募集

国税専門官とは、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使し、適正な課税を維持し、また租税収入を確保するための事務を行います。

◆受験資格

1. 昭和59年4月2日から平成5年4月1日生まれの者
2. 平成5年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの
 - ① 大学を卒業した者及び平成27年3月までに大学を卒業する見込みの者
 - ② 人事院が①に掲げる者と同等の資格があると認める者

◆申込手続

1. インターネット申込み（原則、インターネット申込みとなります。）
 - ① 受付期間
平成26年4月1日（火）9時～平成26年4月14日（月）[受信有効]
 - ② 受験案内（インターネット申込用）交付期間
平成26年2月3日（月）～平成26年4月14日（月）
 - ③ 受験案内（インターネット申込用）交付場所
東京国税局又は最寄りの税務署若しくは人事院各地方事務局（所）
（注）人事院ホームページからもダウンロードすることができます。
[http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm]
2. インターネット申込みができない場合（受験申込書を郵送又は持参）
 - ① 受付期間
平成26年4月1日（火）～平成26年4月2日（水）
[平成26年4月2日（水）の通信日付印有効]
 - ② 受験申込書・受験案内（郵送・持参申込用）交付期間
平成26年2月3日（月）～平成26年4月2日（水）
 - ③ 受験申込書・受験案内（郵送・持参申込用）交付場所
東京国税局又は最寄りの税務署若しくは人事院各地方事務局（所）

◆試験日

- 第1次試験 平成26年6月8日（日）
第2次試験 平成26年7月15日（火）～平成26年7月23日（水）のうち指定された日時

※ 詳細については、お気軽に厚木税務署総務課
（Tel.046-221-3261 内線302）までお尋ねください。



聞いて、並外れた粘り強さと優れた科学的センスが生んだ偉業なのだと思得できました。

■広がる応用の可能性

今後、STAP細胞を再生医療に利用するには、マウスだけでなく人の細胞でも作り、安全性を確認して大量生産方法を確立することが必要です。小保方さんも「メカニズム解明に急いで取り組み、社会に貢献していきたい」と話しています。

ただ、STAP細胞は、他の分野に応用が広がる可能性も秘めています。ES細胞、iPS細胞と違って、母体から受精卵に栄養分を運ぶ胎盤にも分化できる

ため、STAP細胞を仮親の子宮に入れば胎盤を形成して胎児に成長し、元の細胞と遺伝子が同じクローン生物を作れる可能性があるのです。

これは、畜産の分野で大いに役立ちそうです。品評会で優勝したような優良種の牛や豚を、クローンで大量生産できるようにするかもしれませんね。

【筆者紹介】

伊藤壽一郎（いとう・じゅいちろう）
東京都生まれ。学習院大学卒業後、産経新聞社に入社し、文化部、経済部、社会部などを経て2002年から科学部。現在は文部科学省の科学技術部門を担当し、原子力から地震、宇宙、物理、化学、生物、ITまで、幅広い分野を取材対象としている。著書に「生きもの異変 温暖化の足音」（共著、扶桑社刊）、「新ライバル物語 闘いが生む現代の伝説」（共著、柏書房）などがある。



◀ 青年部会の花植え事業
青年部会は12月7日、社会貢献活動の一環として、花植え事業を実施した。当日は部会員をはじめ、市内の中学生にも呼びかけて、総勢82名で本厚木駅周辺のあつぎ大通りと三宅眼科前の花壇に花を植えた。



▼改正消費税と転嫁対策特別法説明会

2月4日、厚木商工会議所において、本会と厚木間税会並びに厚木商工会議所の共催による改正消費税関係の説明会を開催し、29名が参加した。



改正消費税の概要については、厚木税務署担当官に講師を依頼し、また消費税転嫁対策特別措置法等の基礎的なポイントについては、中小企業診断士の島崎高偉氏に講師を依頼して、消費税転嫁にかかるガイドライン等の解説について研修した。

▶ 女性部会の
税ミナール(研修会)
女性部会は2月6日、厚木市文化会館において、24名が参加して研修会を開催した。講師には、司法書士の花上滋氏を招き「遺言書と公正証書の書き方」をテーマに研修を行い、大変好評だった。



2講座では一橋大学政策大学院教授の佐藤主光氏が「地方財政の現状と地方税の抜本改革について」と題する講演を行い、好評を博した。

◀ 全法連主催の税制セミナー
2月18日、東京・新宿の「ハイアットリージェンシー東京」において、全法連主催の税制セミナーが開催され、全国の法人会から約500名が参加し、本会から4名が出席した。第1講座では、財務省大臣官房審議官の星野次彦氏から、平成26年度税制改正について詳細な解説が行われた。また、第



▲平成26年を迎え新年賀詞交歓会

1月15日、厚木商工会議所において、82名が参加して新年賀詞交歓会を開催した。関係各界の代表者を来賓として招き、新年の幕開けを祝うとともに、参加者相互の親睦を深めた。なお、同席上では、平成25年度の納税表彰受表彰者に対して本会から記念品を贈呈し、また昨年秋に実施した会員増強月間運動の優秀地区8地区を表彰し、功績を称えた。(優秀地区の表彰は3頁参照)



▲県法連主催の役職員研修会

2月13日、箱根湯本の「湯本富士屋ホテル」において、県法連主催の役職員研修会が開催された。県下の各法人会から179名が参加し、本会から8名が出席した。特別講演として、ライフスタイルアドバイザーの宇佐美総子氏を招き「10年待ちの天使のパン〜パンを通じた心と心のつながり〜」をテーマに講演され、好評を博した。

▶**厚木第1支部日帰り旅行会**
 ～世界遺産・三保の松原と
 国宝・久能山東照宮～
 厚木第1支部は1月23日、
 29名が参加して日帰りバス旅
 行会を開催した。三保の松原
 の散策や梅蔭禅寺、久能山東
 照宮の見学、またいちご狩り
 を楽しみ、会員相互の親睦を
 深めた。



▶**荻野支部日帰り旅行会**
 ～築地本願寺の参拝と
 東京スカイツリー～
 荻野支部は1月25日、47名
 が参加して日帰りバス旅行会
 を開催した。車中でビデオ研
 修を行い、築地本願寺や湯島
 天神の参拝、また築地市場や
 東京スカイツリーの見学等を
 楽しみ、会員相互の親睦を深
 めた。

支部活動(研修会・旅行会)

▼厚木第2支部研修会

厚木第2支部は1月21日、上海菜館において、23名が参加して税務研修会を開催した。講師には、税理士会厚木支部所属の新川勉税理士を招き、「平成26年度税制改正の大綱」等をテーマに研修を行った。



▼睦合支部日帰り旅行会

～静岡・浅間神社初詣～

睦合支部は1月26日、48名が参加して日帰りバス旅行会を開催した。車中でビデオ研修を行い、静岡浅間神社の参拝やわさび工場の見学、いちご狩り等を楽しみ、旬の味覚を満喫し、会員相互の親睦を深めた。



▼南毛利第1支部日帰り旅行会

～三保の松原とホテルアンピア松風閣入浴～



南毛利第1支部は2月6日、20名が参加して日帰りバス旅行会を開催した。三保の松原の散策をはじめ、海産物の買い物やホテルアンピア松風閣で入浴と昼食を楽しみ、会員相互の親睦を深めた。



▶**内陸工業団地支部研修会**
 内陸工業団地支部は2月18日、内陸工業団地会館において、28名が参加して税務研修会を開催した。講師には、厚木税務署担当官を招き「消費税法の改正」や「平成26年度税制改正大綱」等をテーマに研修を行った。また、閉会後は個別相談の時間を設け、参加者は自社に関係する事案を熱心に相談されていた。



(愛名やまゆり園にて)

▲女性部会が福祉施設に花を寄贈

女性部会は2月18日、社会貢献活動の一環として、地域の介護・老人福祉施設やグループホームなど5箇所へ花を寄贈し、施設のみさんから大変喜ばれた。

【電子申告をご利用される方へ】

電子証明書の有効期限について、ご注意ください 電子証明書の有効期限は3年間です！

電子証明書の有効期限は3年間です。有効期限が過ぎた場合には、電子証明書を取得した市役所等の窓口において、更新手続きが必要になります。（手数料が必要です。）

詳しくは、電子証明書を取得した市役所等へお問い合わせください。

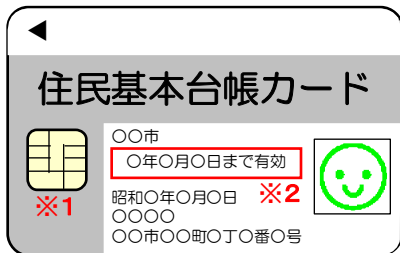
更新手続後、更新した電子証明書はe-Taxへの再登録が必要になります。

（※1）住民基本台帳カード取得時に同時に電子証明書の発行を申請すれば、カードの中に電子証明書が格納されます。

（※2）カードに表記されているのは住民基本台帳カードの有効期限（10年）です。電子証明書の有効期限（3年）ではありませんので、ご注意ください。

★電子証明書の有効期限の確認方法について

電子証明書の有効期限を確認するには、ご自宅のパソコンでICカードリーダーライタに住民基本台帳カードを挿入又は接触させ、利用者クライアントソフトの機能から有効期間を表示させることができます。利用者クライアントソフト（JPKI利用者ソフト）のバージョンによって確認方法が異なりますので、ご注意ください。



新入会員紹介

期間 [平成25年12月～平成26年1月]

地区・支部名	会 員 名
中 町	厚工坊
旭 町 東	税理士法人 S a N o
旭 町 西	エムフーズ 株式会社
荻 野 上 中	宗教法人 養徳寺
妻 田 第 1	株式会社 オッサム
依 知 中	株式会社 アイオスポーツ
依 知 中	株式会社 ブリッジ

投稿コーナー・税金クイズなど、その他各種のお申込み・応募先は、法人会事務局まで
〒243-0017 厚木市栄町1-16-15（厚木商工会議所3階）
公益社団法人 厚木法人会 事務局
TEL 046-221-1055 FAX 046-222-3808
E-mail: info@a-net.or.jp

個人情報の取扱いについて

当会は、会員企業に係る「個人情報」を、研修会・諸会議等の開催通知、広報誌等の送付、並びに福利厚生制度等のご案内、名簿作成など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは、一切ございません。

【 無料相談のご案内 】

本会では、下記事務所のご厚意により、無料で税務、社会保険、不動産・会社登記等の相談を実施しています。ご希望の方は、法人会事務局（TEL 221-1055）または下記事務所へお電話してください。

- 會田聡史税理士事務所
厚木市中町2-6-24 ほてい屋第二ビル3階
電話（046）224-7731
- 浅岡信一税理士事務所
厚木市旭町2-2-18
電話（046）229-7030
- 和田明税理士事務所
愛川町春日台5-4-8
電話（046）286-2256
- ライトハウス税理士法人
厚木市水引1-1-6 サミット厚木ビル4階
電話（046）222-8800
- 村松マユミ社会保険労務士事務所
厚木市栄町1-5-4-504
電話（046）225-0725
- 八木章 司法書士事務所
厚木市水引1-1-5-17 小島ビル2階
電話（046）297-3105
- 司法書士 石垣公雄事務所
厚木市寿町3-4-5 米山ビル301
電話（046）221-5556

インターネットセミナーのご案内

本会ホームページから無料で視聴することができます

会員企業をはじめ、一般向けに経営支援情報や環境、健康、カルチャーなどのセミナーをインターネットを通じて配信しています。多彩なセミナー動画を常時公開していますので、仕事に役立つ情報やヒントが満載です。



- ◎ インターネットセミナーだからいつでも・何処でも・好きなだけご利用できます。
- ◎ 映像と音声による本格的セミナーが受講できます。
- ◎ 忙しくてセミナーや研修会に参加できない方などに最適です。
- ◎ 社内研修や自己研鑽などにご活用ください。
- ◎ 本会会員は、ID(hj0229)とパスワード(1055)を入力してログインすることによって、より多くのコンテンツを視聴できます。

【 無料記帳指導制度のご案内 】

東京地方税理士会厚木支部のご協力を得て、税理士関与されていない方を対象に、記帳指導を行っています。この制度は、東京地方税理士会厚木支部の担当税理士が、皆様の会社の事務所に直接訪問して3回程度記帳指導を行うもので、指導料は無料です。ご希望の方は法人会事務局までご連絡ください。

厚木市・愛川町・清川村からのお知らせ



市町村民税・県民税（個人住民税）の均等割引上げについて

「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」の施行に伴う、市町村民税・県民税の均等割が引き上げられます。

期 間

平成 26 年度から平成 35 年度までの 10 年間

市町村民税 均等割

年額 3,000円 → 3,500円

県民税 均等割

年額 1,300円 → 1,800円

活用方法

地方防災計画に位置付けされた事業（消防力の向上、避難所の整備拡充、防災情報伝達施設の充実など）の一部として活用されます。



■厚木市への問合せ先

厚木市役所 市民税課 特別徴収係
電話 (046) 225-2011

■愛川町への問合せ先

愛川町役場 税務課 町民税班
電話 (046) 285-6915

■清川村への問合せ先

清川村役場 税務住民課 課税係
電話 (046) 288-3849

国税の申告納税はe-Taxで!

国税庁 e-Tax
キャラクター
イータ君



◇税務署に出向かずに、自宅やオフィスから申告・納税でき、
交通費や郵送料の**コストダウン**につながります!



税理士の先生に
お任せしている
ので...

という方は、税理士に「**代理送信**」を
お願いしてください!!

◇法人（納税者）が電子証明を取得する必要はありませんので、
手間がかかりません。先生に「送信」してもらうだけで申告完了。

地方税ならeLTAX

eLTAX（地方税ポータルシステム）との双方利用でより便利に。
厚木税務署での地方税職員による県・市町村申告書等収受は、行っ
ておりません。地方税の申告はeLTAXを是非ご利用ください!!



エルレンジャー

～ e-TaxとeLTAX ネットでスマート申告・納税 ～